ある海面漁業に係る漁業経営体及び漁業協同組合（内水面組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十八条第二項の内水面組合をいう。以下同じ。）を除く。）並びにこれらの市区町村の区域外にある海面漁業に係る漁業経営体であつて農林水産大臣が必要と認めるものについて行う。

2・3　（略）

（調査方法）

第七条　漁業経営体調査は、次条第一項の統計調査員の面接調査及び前条第四項の調査票を配布して行う自計報告調査の方法によつて行う。

2　海面漁業地域調査、内水面漁業地域調査及び魚市場調査は、農林水産大臣が前条第四項の調査票を送付して行う自計報告調査の方法によつて行う。

3　内水面漁業経営体調査は、次条第五項の統計調査員の面接調査及び前条第四項の調査票を配布して行う自計報告調査の方法によつて行う。ただし、特別の事情があるときは、地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局の農林水産センターの長。以下「地方農政局等の長」という。）が同項の調査票を送付して行う自計報告調査の方法によつて行うことができる。

4　冷凍・冷蔵、水産加工場調査は、次条第五項の統計調査員が前条第四項の調査票を配布して行う自計報告調査の方法によつて行う。

（統計調査員）

第八条　（略）

2～4　（略）

ある海面漁業に係る漁業経営体、漁業管理組織及び漁業協同組合（内水面組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十八条第二項の内水面組合をいう。以下同じ。）を除く。）並びにこれらの市区町村の区域外にある海面漁業に係る漁業経営体であつて農林水産大臣が必要と認めるものについて行う。

2・3　（略）

（調査方法）

第七条　漁業経営体調査は、次条第一項の統計調査員の面接調査及び前条第四項の調査票を配布して行う自計報告調査の方法により、漁業管理組織調査、海面漁業地域調査及び内水面漁業調査は、次条第五項の統計調査員の面接調査及び前条第四項の調査票を配布して行う自計報告調査の方法により、流通加工調査は、次条第五項の統計調査員が前条第四項の調査票を配布して行う自計報告調査の方法によつて行う。

（新設）

（新設）

（統計調査員）

第八条　（略）

2～4　（略）

5　内水面漁業経営体調査及び冷凍・冷蔵、水産加工場調査に従事させるため、地方農政局及び北海道農政事務所並びに沖縄総合事務局に、法第十四条の規定による統計調査員を置く。

（削る。）

6　内水面漁業経営体調査に従事する統計調査員（以下「漁業センサス内水面調査員」という。）は、その担当する調査区について調査票の配布及び取集、調査関係書類の作成その他これらに附帯する事務を行う。

7　冷凍・冷蔵、水産加工場調査に従事する統計調査員（以下「漁業センサス流通加工調査員」という。）は、その担当する調査区について調査票の配布及び取集、調査関係書類の作成その他これらに附帯する事務を行う。

8　漁業センサス内水面調査員及び漁業センサス流通加工調査員は、地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局総務部長。次条第二項において同じ。）が任命し、地方農政局等の長の指揮監督を受けるものとする。

（漁業経営体調査等の統計調査員の身分を示す証明書）

第九条　（略）

2　地方農政局等の長は、漁業センサス内水面調査員及び漁業センサス流通加工調査員に対し、それぞれ地方農政局長の発行する内水面漁業経営体調査又は冷凍・冷蔵、水産加工場調査の統計調査員として従事する者であることを示す漁業センサス内水面調査員証又は漁業センサス流通加工調査員証を交付するものとする。

5　漁業管理組織調査、海面漁業地域調査、内水面漁業調査及び流通加工調査に従事させるため、地方農政局及び北海道農政事務所並びに沖縄総合事務局に、法第十四条の規定による統計調査員を置く。

6　漁業管理組織調査及び海面漁業地域調査に従事する統計調査員（以下「漁業センサス管理組織等調査員」という。）は、その担当する市区町村の区域について調査票の配布及び取集、調査関係書類の作成その他これらに附帯する事務を行う。

7　内水面漁業調査に従事する統計調査員（以下「漁業センサス内水面調査員」という。）は、その担当する調査区について調査票の配布及び取集、調査関係書類の作成その他これらに附帯する事務を行う。

8　流通加工調査に従事する統計調査員（以下「漁業センサス流通加工調査員」という。）は、その担当する調査区について調査票の配布及び取集、調査関係書類の作成その他これらに附帯する事務を行う。

9　漁業センサス管理組織等調査員、漁業センサス内水面調査員及び漁業センサス流通加工調査員は、地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局総務部長。次条第二項において同じ。）が任命し、地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局の農林水産センターの長。以下「地方農政局等の長」という。）の指揮監督を受けるものとする。

（漁業経営体調査等の統計調査員の身分を示す証明書）

第九条　（略）

2　地方農政局等の長は、漁業センサス管理組織等調査員、漁業センサス内水面調査員及び漁業センサス流通加工調査員に対し、それぞれ地方農政局長の発行する漁業管理組織調査、海面漁業地域調査、内水面漁業調査又は流通加工調査の統計調査員として従事する者であることを示す漁業センサス管理組織等調査員証、漁業センサス内水面調査員証又は漁業センサス流通加工調査員証を交付するものとする。